○鯖江・丹生消防組合職員の退職管理に関する規則

平成29年4月1日
規則第2号

（趣旨）

第1条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2および第60条第4号から第6号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条　法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条　法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主もしくは社員または発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等およびその子法人または一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条　法第38条の2第2項に規定する規則で定める法人は、地方独立行政法人（同項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

(1)　地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
(2)　地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
(3)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
(4)　沖縄振興開発金融公庫
(5)　国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

（退職手当通算予定職員）

第5条　法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員または退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例（昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第14号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条　法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第5号）別表に掲げる部長の職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条　法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長または前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条　法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務または事業と密接な関連を有する業務）

第9条　法第38条の2第6項第1号の地方公共団体または国の事務または事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人および第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条　法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申

し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条　法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求または依頼に係る職務上の行為が電気、ガスまたは水道水の供給その他これらに類する継続的給付として管理者が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条　法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条　法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第14条　法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条　法律60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長または前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条　法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和3年規則第2号）

（施行期日）

1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則、鯖江・丹生消防組合職員の退職管理に関する規則および鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則の規定による様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第12条関係）

（令3規則2・一部改正）

別記様式（第１２条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年　　月　　日

鯖江・丹生消防組合管理者　殿

地方公務員法第３８条の２第６項第６号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏名	生年月日（年齢） 昭・平　　年　　月　　日（　　歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先　TEL（　　－　　－　　）　FAX（　　－　　－　　）	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

２　離職時および離職前の状況

離職日　　年　　月　　日		離職時の職	
離職前５年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	

※申請者が地方公務員法第３８条の２第４項に規定する職についていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3　要求または依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)またはその子法人との契約に関する要求または依頼 □ 該当する　□ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）またはその子法人に対する処分に関する要求または依頼 □ 該当する　□ 該当しない

4　要求または依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）　（　　）	
所属	職
職務内容	

5　要求または依頼の対象となる契約等事務の内容

□ 電気、ガスまたは水道水の供給その他これらに類する継続的給付として管理者が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
□ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容および職務に係る役職員の裁量の程度
□ 上記の２項目のいずれにも該当しない

6　要求または依頼の具体的な内容

7　その他参考事項

管理者記入欄	
受理番号	
受理結果区分 □ 承認 □ 不承認 □ 却下（承認を必要としない）	
承認または不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年　　月　　日